

# インバウンドに対応したとちぎの農村ビジネス創出事業について

令和8(2026)年6月 栃木県農政部農村振興課

インバウンド需要の増加や田園回帰の動きなどの社会情勢の変化に対応し、農業・農村の収益力向上を図っていくため、「農村グローバルビジネス創出計画」を策定し農村の稼ぐ力の強化を図る主体に対し、インバウンド受入体制の強化に係る取組や整備などを支援します。

## 1 農村グローバルビジネス創出計画の策定について

### 【農村グローバルビジネス創出計画とは】

・インバウンド需要を見据えた、地域の多様な資源(モノ)、多様な事業分野(コト)、多様な人材(ヒト)の活用・掛け合わせによる新たなビジネス創出に向けた地域ぐるみの計画です。

○内容：地域への誘客やインバウンド受入に向けた地域の現状と課題、取組内容、目標等

### 【要件】

- ① 農村地域への誘客及び県産農林水産物の需要拡大につながる取組であること。
- ② インバウンド受入に向けた実行性を有し、目標設定において計画区域の外国人宿泊者数の増加、又は割合の増加が図られていること。

### 【目標値の設定】

目標年度（策定から5年後）までの以下の目標値を設定します。

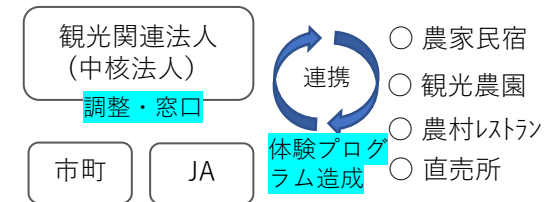
- ① 計画区域の延べ宿泊者数  
上記の内、外国人宿泊者数
- ② 計画実施による売上高（または体験受入人数）  
上記の内、外国人受入によるもの

### 【策定主体】

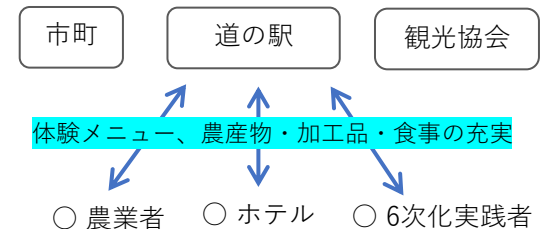
- ・地域組織（農業者、グリーン・ツーリズム実践者、市町、農業協同組合、都市農村交流施設運営者等の複数の者を構成員とする。ただし農林水産業に関わる者の参加を必須とする。）
- ・市町 ・農業協同組合

### ＜策定主体と取組のイメージ＞

例1：  
観光関連の中核法人を核とした滞在型グリーン・ツーリズムの実践



例2：  
道の駅を核とした地域農業者等との連携による誘客促進・農産物需要拡大



## 2 補助事業内容について

農村グローバルビジネス創出計画の承認を受けた取組について、インバウンド誘客の推進に必要な経費の助成を行います。（最大2年間の実施）

### 農村地域グローバル化推進事業（ソフト）

#### 【対象となる取組】

- 1 多言語対応
- 2 滞在環境改善（Wi-Fi等のシステム導入）
- 3 インストラクター・ガイドの養成
- 4 体験・食事メニューの開発
- 5 先進地視察、セミナー開催
- 6 売込み、情報発信（商談会出展、モニターツアー、広告宣伝等）

【補助率】 1 / 2以内

【標準事業費】 1年目2,000千円（補助金1,000千円）  
2年目1,000千円（補助金500千円）

### 農村地域グローバル化整備事業（ハード）

#### 【対象となる取組】

- 1 体験プログラムや食事メニュー等の開発、宿泊等滞在施設の環境改善に必要な機械・備品の導入や施設の強化
- 2 農業体験に関わる農業用設備の整備（いちごの高設ベンチ等）※  
※体験を目的とした農業設備の導入に限り、パイプハウスや建物の整備は除く。

【補助率】 4 / 10以内

【標準事業費】 1年当たり10,000千円（補助金4,000千円）  
最大2年間の実施

### <事業活用のイメージ>

- ・農村グローバルビジネス創出計画の取組に沿って、補助事業を活用しながら推進・整備を実施し、5年後の目標達成に向けて実践・自立を目指します。
- ・策定地域は、計画の作成や組織体制づくりに向けた農村プロデューサーによる伴走支援や、専門家（とちぎ農村サポーター）の派遣を受けることができます（関連事業）

#### 計画作成

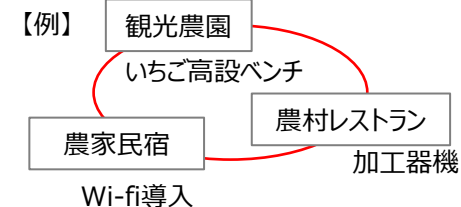
農村グローバルビジネス創出計画策定

#### 事業実施【最大2年間】

インバウンド誘客の推進  
・環境整備（ソフト・ハード）  
・情報発信、売込み

#### 実践・自立

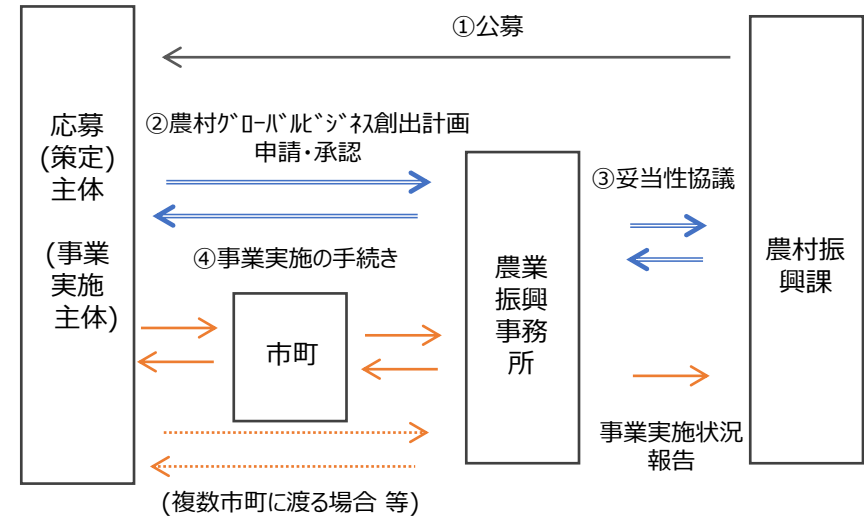
5年後までの目標  
・達成状況の報告  
・モデルとしてのPR



農村プロデューサーの伴走支援、専門家派遣

### 3 事業の申請等の流れについて

- ・応募(策定)主体は、公募期間に農村グローバルビジネス創出計画を下記の農業振興事務所宛て提出してください。
- ・提出された農村グローバルビジネス創出計画について、農業振興事務所と農村振興課が、計画の妥当性及び予算額について協議を行い、承認の是非を判断します。
- ・審査結果に基づき、承認（または非承認）について農業振興事務所から応募主体に対して通知します。
- ・農村グローバルビジネス創出計画の承認後、事業実施の手続きとなります。



#### 【農村グローバルビジネス創出計画提出先】

市 町	農業振興事務所	住 所	電話番号
宇都宮市、上三川町	河内農業振興事務所	宇都宮市竹林町1030-2	028-626-3076
鹿沼市、日光市	上都賀農業振興事務所	鹿沼市今宮町1664-1	0289-62-5236
真岡市、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町	芳賀農業振興事務所	真岡市荒町116-1	0285-82-4720
栃木市、小山市、下野市、壬生町、野木町	下都賀農業振興事務所	栃木市神田町5-20	0282-23-3425
矢板市、さくら市、那須烏山市、塩谷町、高根沢町、那珂川町	塩谷南那須農業振興事務所	矢板市鹿島町20-22	0287-43-1252
大田原市、那須塩原市、那須町	那須農業振興事務所	大田原市本町2-2828-4	0287-23-2151
足利市、佐野市	安足農業振興事務所	佐野市堀米町607	0283-22-2355